

休眠預金等活用審議会
第16回議事録

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体

内閣府指定活用団体指定担当

第16回休眠預金等活用審議会 議事次第

日 時：平成30年12月6日（木）9:30～16:53

場 所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 指定活用団体の指定に係る面接について

3. 閉 会

一団体目【民都大阪休眠預金等活用団体】

○嶋田指定活用団体指定担当室長 それでは、皆様、お揃いのようにございますので、第16回「休眠預金等活用審議会」を開催させていただきます。

本日は、このような天気の中、お集まりいただき、本当にありがとうございます。

本日は、委員10名中7名が御出席ということでございますので、定足数を満たしております。

また、本日の審議会につきましては、繰り返しになりますけれども、会議冒頭から指定申請団体の面接終了までの議事録や動画等は、指定活用団体が指定された後に公表予定となっております。

また、9月に決定いただきましたとおり、面接に係る内容等の情報を漏らしてはならないということ、それから、申請団体に係る個別の意見について、指定までの間、厳秘ということで改めてお願い申し上げます。あわせて、会議の内容等につきましても、会議中のSNS等の発信もお控えいただくよう重ねてお願いいたします。

それでは、議長より議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 本日は、指定申請団体のうち、2団体に対して面接を行います。長時間にわたる会議となりますが、皆様、よろしくをお願いいたします。

それでは、最初に、事務局から、1、本日の面接の流れ、2、意見シートの事務局確認欄について、御説明をお願いします。

○松下参事官 本日の面接の流れにつきまして、御説明をいたします。

まず、意見シートの事務局確認欄につきまして、事務局より御説明いたします。次に、

北地審査アドバイザーより、事務局確認について補足説明をいただきます。その後、指定申請団体に対する面接を行います。冒頭、指定申請団体から30分間説明を受け、その後、90分間、質疑応答となります。質疑を終了しましたら、申請団体に御退室いただき、面接は終了します。ここで専門委員には御退室いただき、委員には意見シートの記入をいただきます。

意見シートの記入について、御説明いたします。

御記入の際は、手書きまたは席上のパソコンへの入力のいずれかで御記入をお願いします。手書きの場合は、ペン、鉛筆を問いません。パソコンは、インターネット等に接続されていない端末です。御記入が終わった時点で、事務局が複写したものの全てのページに御署名・サインをいただき、確定とさせていただきます。

なお、この後、事務局確認の結果を御説明した後、民都大阪休眠預金等活用団体の説明者3名が入室し、質疑応答となります。説明者の手元には、皆さんのお手元と同じように、通し番号を付した申請書類のファイルとプレゼン資料のみを配付しております。事務局確認事項を付した意見シートや、その他の資料は配付しておりませんので、その点、御承知おきください。

これまでのところで御不明な点はございますでしょうか。

それでは、事務局確認事項の御説明に移ります。

A3の大きさの意見シートをご覧ください。全体で10ページで、右下に1/10といった要領でページを振っています。

1 ページ目、左上、指定申請団体名に一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体、記入年月日平成30年12月6日と記述していることを御確認ください。記入者の氏名の欄に委員の皆様は御記入をお願いいたします。後ほど意見シート御記入後に御署名いただく際には、全ページに別途署名をいただきます。専門委員の皆様は、面接が終わりましたら、この意見シートはそのまま席上に置いて御退室をいただきますので、御承知おきください。

それでは、事務局確認欄に沿って御説明いたします。

9月4日の審議会で御議論いただきました面接に際しての着眼点の順に、項目が並んでおります。

1 ページ目、確認結果で「－」としております。確認結果の欄には、「－」の他「○」または「×」のいずれかを事務局で記入しました。「○」または「×」は、事務局において形式的要件への適合や書類の有無を確認したものです。「－」というのは、申請書類だけでは判断が困難な項目です。備考欄には、「×」の場合にはその根拠、「○」または「－」の場合は、面接の際に参考になる情報や留意点を事務局で記述しております。

1 ページ目、着眼点の1つ目、意欲につきましては「－」、備考欄も記述なしとしており、面接で御確認いただきたい事項です。

2 ページ目、Ⅱ、業務実施体制・能力の適確性について、i) 業務実施計画が基本方針を踏まえ基本原則等に適合しているかという着眼点について、備考欄で、①、休眠預金等

交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等について、以下に記載。申請書類のファイル、通しの青いファイルの62ページから80ページに記載があることを備考欄に記述しております。この青いファイルですけれども、申請団体が提出したとおりにコピーをしておりますので、片面、両面が混在しております。補足しておきます。

②、業務実施計画で、民間公益活動促進業務を適確に実施できる組織運営体制が整備できる見通しが示されていることという公募要領記載の確認事項につきまして、備考欄、組織運営体制について、81ページから95ページに記載があること。

③、業務実施計画が、民間公益活動促進業務ごとに適確に実施できるものであると認められることに関して、99ページから136ページに、業務ごとの実施について記述がされております。

続いて、同じく2ページのii) 組織運営体制が整っているかという着眼点の1つ目、助成に係る業務を行う部署とは別に、社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制とすることに関しては、通しで523ページ、95ページに関連の記述があること、92ページに事務文書の記載が示されていることを記しております。

次の項目、評議員会の構成の多様化について、評議員のお名前とバックグラウンドについて、備考欄に記述のとおり表現で、161ページ、162ページに記載がございます。

次の項目、理事会、理事の総数につきまして、163ページに3名の方が常勤、非常勤の情報とともに記載されております。

次に、2ページ、一番下の欄で、準備行為実施計画の内容が適確に実施できるものとなっているかという点について、143ページから160ページに、準備行為実施計画の記述がございます。準備行為実施計画とは、運用開始に向けた準備行為の内容等を明示したものとして、基本方針と公募要領で提出を求めているものです。

続きまして、3ページ、経理的基礎について、貸借対照表、収支予算書等による財務状態を踏まえ、今後の財務の見通しが適切であることという項目に関し、備考欄で各種事項の記載の場所や正味財産が300万円であるということ。今後5年間の収入や支出、助成、交付金の見通し、準備行為実施計画期間の費用の記述を引用しております。

次に、法人の財産の管理、運用について、理事、監事が適切に関与する体制を整備することという点について、備考欄に記載の各ページに記載があること、続いて、経理を適正に行うための十分な人員及び体制確保の見込みについて、81ページから95ページに記載があることを示しております。

続きまして、シャドーをかけている場所は、事務局で該当するかしないかを書類上確認可能な場所として、その結果を「○」「×」で示しております。丸印で備考欄に記しておりますのは、参考情報として記載しているものです。

3ページの各事項につきましては、全て「○」となっております。

次に、4ページ、技術的（専門的）基礎が整っているかという点につきまして、168ペー

ジから339ページに、評議員、役職員の履歴書、補足的に実績等の記入を求めた書類が示されております。例えば、青いものの172ページをごらんいただきますと、3-1、社会貢献に関する活動、3-2、民間公益活動やソーシャル・イノベーションについてなど、3-1から3-12の各項目で記述を求める様式になっております。民都大阪休眠預金等活用団体全体で見ますと、各項目で1つ以上の「○」がついていることを確認しております。また、528ページから538ページ、539ページから544ページには、外部の専門家等の記載があります。

次のv) 役員が適確に運営する十分な資質につきましては、面接で御確認いただく事項ということで「-」にしております。

5 ページ、Ⅲ、中立性・公正性に移ります。

組織運営に関する事項として、コンプライアンスの検討組織と実施部署について、また、資金分配団体を監督する必要な部署の設置について、それぞれ備考欄に示した箇所に関連の記述があることを示しております。

続いて、シャドーのかかった3つの項目は、規程が定められているかどうかということです。

②、評議員会または理事会の決議に当たっては、特別の利害関係を有する評議員または理事を除いた上で行うことを民間公益活動促進業務規程の案に定めること。

③、役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることを民間公益活動促進業務規程の案に定めることにつきまして、備考欄に業務規程案の該当規程を引いております。

④、役員等の報酬の水準について、不当な水準とならないような支給の基準を諸規程等に定めることという項目について、428ページに、役員、評議員の報酬等について、備考欄記述のように記載されています。98ページには、人件費積算の考え方が記載されております。

次に、6 ページは、ページ全体の各項目が規程に定められているかどうかという項目です。

⑤、民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、役職員等の関係者に対し、特別の利益を与えないものであることを諸規程等に定めること。

⑥、不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程を備えること。

⑦、ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、内部通報制度を整備すること。

⑧、特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないことを諸規程等に定めること。

⑨、残余財産の帰属につきまして、それぞれ備考欄記載のように規定されていることを示しております。

7 ページ、ii) 役員・職員の構成が、公正性の観点から適切か。利益相反防止の工夫がなされているかという点につきまして、①各理事が、当該理事及びその配偶者または三親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと。監事も同様ということ。

②、他の同一の団体の理事または職員である者、その他、これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと、監事も同様ということにつきまして、確認する書類が提出されております。

③、職員が特定の団体の出身者に偏らないことにつきまして、備考欄には、職員8名のうち学校法人関西大学から6名、職員8名のうちNPO法人大阪NPOセンターから5名ということ。その職員の構成に関する考え方として、75ページ、97ページ、145ページに記述があることを示しております。

iii) 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって業務の公正な実施に支障を及ぼさないかという項目に関し、備考欄にあるとおり、518ページで民間公益活動促進業務以外の業務を行う予定はないと記述されております。

続いて、iv) 役員は、中立性・公正性に対する強い意識があるかという点につきましては、面接で御確認いただきたい事項でございます。

続いて、IV、その他は、業務実施計画・準備行為実施計画の内容等に関する加点・減点ポイントを御記述いただく欄です。この欄は、評語、「A」「B」「C」はない欄です。

次に、8 ページ以下は、事務局で記載の有無や適合しているかどうかの確認の結果です。

民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であること、欠格事由に該当しないことを確認しております。また、必要書類の有無や書類上の記載の有無の確認につきまして、8 ページでは全て「○」と確認しております。

9 ページ、中ごろに⑧、評議員、役員、職員及び会計監査人の氏名、住所、履歴及び専門的能力に関する事項を記載した書類（別紙様式3及び4）とありますが、ここで「×（なし）」としております。備考欄で、別紙様式3については申請受付期間内、10月1日から5日に受領した資料一式には含まれておらず、チェックリストと申請書類に齟齬がある旨の通知を事務局から指定申請団体に行った後に受領したものであるためと記述しております。161ページから167ページ、各ページの上に同じ趣旨の記述を事務局注記という形で記述してございます。

同じ9 ページ、⑩、民間公益活動促進業務規程の案につきまして、規程はあるということで「○（あり）」としております。その下の基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの実施の方法に関する事項について、備考欄をご覧ください。休眠預金等活用促進法の第23条では、民間公益活動促進業務規程に定めるべき事項を規定するとともに、業務規程について内閣総理大臣に認可を受けなければならないと規定しております。その業務規程に定めるべき事項のうち、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準に関して、民都大阪休眠預金等活用団体の業務規程案、通しの379ページから381ページに、資金

分配団体選定の基準等の見出しで記載があることを示しております。

⑪で、業務規程案に盛り込まれるべきその他の事項につきまして、記述を確認しましたので「○」としております。

10ページ、⑫各種規程等について、規程があることを確認しましたので、「○」としております。

以上、事務局での確認結果を御説明いたしました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

続きまして、前回審議会で私より指名させていただきました審査アドバイザーの北地委員より、事務局確認について補足説明をお願いします。

○北地委員 締め切り分で提出されました書類を、事務局で配列し直していただきましたが、全て網羅的に完備されていることを確認いたしました。

意見シートの各項目については、公募要領に基づいたものでありまして、法人から提出されました書類を各項目に適切に割り当てられておられます。

シート部分について、有無について、適切な記述の有無あるいは書類の有無が記載されていますが、それについて確認いたしました。

最後に、確認欄についての記載箇所が適切に表現されていること、内容について適正であることを確認いたしました。

以上であります。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明について、御質問があればお願いします。

特にございませんか。

それでは、時間はそろそろですが、指定申請団体の面接に移りたいと思います。

説明者がもう御用意になっていれば、入室をお願いします。

○松下参事官 少々お待ちください。

(指定申請団体入室)

○小宮山会長 それでは、これより指定申請団体「一般財団法人人民都大阪休眠預金等活用団体」への面接を開始いたします。

まずは、事務局から注意事項をお願いいたします。

○松下参事官 申請団体の説明時間は30分以内、質疑応答は90分以内となっております。それぞれ、制限時間終了5分前にベルを1回、終了時点でベルを2回、事務局より鳴らしますので、御留意ください。

なお、面接時間が限られておりますので、質疑応答の際には、申請団体におかれましては、簡潔にお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

卓上の青いファイルは、申請書類に通しでページ番号を付したものです。委員と専門委員にも同じファイルを配付しております。質疑応答等の際には、通しのページ番号で御活用ください。

また、面接会場での撮影、録画、録音、SNS等での発信に当たる行為、また、携帯電話を含む電子機器の御使用は御遠慮ください。

最後に、本日の面接に関しましては、指定後に公表することとなりますので、申請団体におかれましても、それまでの間、面接が実施されたこととか、内容等、面接に関する情報を他に漏らさないよう御注意をお願いいたします。

以上です。

○小宮山会長 それでは、申請団体から御説明をお願いいたします。

○出口理事長 どうもありがとうございます。

理事長の出口でございます。

監事の公認会計士・税理士の島田、あちらが指定後の事務局次長のマネジメント博士の堀野でございます。

何しろこの600ページを超える申請書類を30分で説明しますので、皆さん、手元の資料は見ないでください。必ず私を見てください。資料を見る時間はございません。それから、私、人生で一番早いぐらいのスピードで話をさせていただきますので、お許しください。

それでは、早速、始めさせていただきます。

まず、私ども、基本的には自分たちの哲学をベースに話して、そこから出てくるプログラムについて話をさせていただいています。3つございます。1つが「知の固定資産」というものでございまして、これが何かというのはおいおいわかってくると思います。

これを見ていただきたいのですけれども、これにつきましては、基本方針の文章をテキストマイニングした形でございます。これは、はっきりわかるのですけれども、評価というものが一番出てきているということでございます。こういうふうに、文章であっても、可視化とかデータ化というのは十分できるように今はなっております。

さらにこれは、皆さんの1回目から13回までの発言を全部まとめてクラスター分析をかけました。そうすると、これは見えないかもわかりませんが、小宮山会長はちゃんと事務局のグループの中に入っていて、司会進行の役割をきっちりされているというのは、これで一目瞭然でございます。この辺に辞められた委員がくっついているということもわかって、大体同じような発言をされていたということも、こういうものですすぐ出てくるということでございます。

ここからが一番私どもがなぜ申請したかということで一番大事なポイントでございます。議連や審議会の皆様方は、大変自信を持った議論をされていたのではないかと思います。のですけれども、実は皆様方と表裏一体の関係にある「社会的インパクト評価イニシアチブ」というものについて、我々は非常に疑義を持っている。とりわけこの公募がスタートをしたのが5月ですけれども、6月に社会的インパクト評価の定義をがらっと変えているのです。これは皆さん御存じでしょうか。社会的インパクト評価はマネジメントであると突如として定義を変えて、その場に私どもの堀野もいましたけれども、一同愕然としたわけでございます。

こういうふうには1年以内でころころ変わるような知識のことを知の流動資産と呼んでおりまして、これに対して、しっかりとした日本の制度、文化の知識を踏まえたプログラムについて、知の固定資産と私どもは呼んでおります。

とりわけ、この社会的インパクト評価が実はマネジメントだということに関して、欧米ではこれがトレンドである、G8でこれでやっている、これは世界的なトレンドだから日本は遅れている、だから頑張りなさいと。そういうものを志向するのが原則であるということをおのときに打ち出しているわけですね。これもやはりアカデミアにいる人間としては、原則ではなくて、こういうものは単に同じ意見の人たちだけを集める集団であるということに相なってきて、こういう形で進んでいることに対してちゃんと注意を喚起していただきたいと思っています。

具体的な、これも内閣府からのホームページからクリックをずっとしていくと、社会的インパクト評価イニシアチブ、さらに実際の事例が実際に出てくるわけですが、これを説明する時間はないのですけれども、「死荷重」という概念、これはよく使う概念なのですけれども、これを50%に設定した、これが確率であるとか、死荷重は20%に設定した、これは推計であるとか、それから、死荷重を0%に設定したというのは、これはいろいろな学術論文でかなり問題になっていまして、死荷重がゼロというのはどういうことかということ、このプログラム以外では、これは就労支援ですから、就労ができないということが死荷重ゼロということをごさいます、こういう形で数字が躍っているということに関しては、評価関係者から非常に強い疑義が出ている。数字を盛っているだけではないかということが指摘されているわけでごさいます。

ではどうするのかということ、基本方針はもうできていますから、これと何とかして整合させなくてはいけない。整合させるにはどうしたらいいかということ、我々が知恵を絞ったのが今回のことでごさいます。

それで、数量化が困難なものは、できるだけ定性的な提出物にしてもらいたいと考えております。なぜかということ、我々は学者でごさいますから、アカデミックペーパーを書く。アカデミックペーパーというのは文章なのですけれども、それでもちゃんと学術論文のインパクトファクターというものが出るようになっていきます。

これはどういうことかということ、学術論文にはそれぞれのスタイルというものがあって、引用したりというようなことでいろいろな関係性がちゃんと測れるというようなことがありますので、定性的な提出物で評価をしっかりとしてもらおうということについて、評価指針策定等委員会というものを設けて、ここでしっかりとした形でより詳しく議論させていただくつもりです。

さらに、実を言うと、この学術論文の関係性で、知の構造化で学位を取得した東工大の橋本先生も評議員として加わって、このことが実際にどうやってできるのかということも、今、議論しているところでごさいます。

かといって、膨大な議論を今まで積み上げていますので、これについて全てちゃぶ台を

ひっくり返すようなことは当然できないわけですから、数量化ができると言っている方々については、是非お願いして、ちゃんとやっていただきたい。ただし、そのときには基本方針に厳正ということで書かれておりますが、基本方針に書かれているとおりに、我々は厳格という、それプラスアルファの用語を使わせていただいておりますけれども、対処していくと。これは、数字で下手に不正を行ったら、それは許さないよと。

どうしてかという、もともとこのEvidence BasedというのはEvidence Based Medicineから来ていまして、ここに膨大な効果と副作用のチェックをして、疫学的に、統計的に測ることがありますので、ここにその研究不正が入り込むと、途端にこの全体のスキームが全部崩れてしまうということがあります。

もう一つ、社会的課題というのは、シングル・イシューなのです。一つのイシューでございますから、これは非営利研究の中でよく出てくるのですけれども、例えば、環境団体が木を植えたことによって、実は公園の中は見通しが悪くなって、子育て支援の団体からするとそれはマイナスの効果があるというようなことが多々あるわけで、これは薬剤のことがベースになっているわけですから、ここでは効果と副作用をしっかりと見ていく。これにつきましても、必ず自分たちがプラスになることだけではなくて、マイナスを予想していただいたものを出していただくということで、そうしたものを集めて「知の構造化」に持っていかうと思っております。

それから、今、欧米のものをとにかく日本に入れてどんどんやっていけということですが、この非営利とかソーシャルセクターにつきましても、日本は世界と全く違うわけでありまして、もともと日本は、戦前は一つの公益法人だけだったのが、日本の戦後の特殊事情で法人格別にいろいろ分かれただけではなくて、会計基準までばらばらです。会計基準がばらばらというのは、公認会計士だったら全部わかるだろうと思うのは素人の考えでありまして、これは全然違うものですからかえってわかりにくい。そういうこともありまして、私どもは、このさまざまな会計基準の専門家を全部集めております。そういう点で、こういう非営利のところの落とし穴をカバーしているということがございます。ですから、戦前はこれだけだった。

ここに、ある意味では、大きなセクターの中にこの休眠預金というものが入り込んでいっているわけですが、例えば、何で私どもの設立者が大学なんだと、関西大学なんだということですが、関西大学も実は数人から始めています。数人から始めて、お寺の一室を借りてこれをやり出したのです。そのお寺も1年使わせてもらってなくて、翌年、変わっているのですが、最初に使ったお寺のところが創業の地ということに実はなっております。それから、長い歴史をかけて社団法人になって、財団法人になって、学校法人制度ができた昭和26年1月によく財団法人から学校法人に変えるという形をしております。

そういう意味で、日本の文化とか、制度とか、そういうものをしっかり押さえてプログラムを作っております。もう一つ、その知の固定資産から見た、これは必然的なものでございますけれども、資金分配団体の要件としては、説明すると時間がないのですが、要は、

認定NPOとか、公益法人とか、税制上優遇されたものでないとだめだというのが私どもの考え方です。

どうしてかというのは2つ理由があって、1つは、活用法17条の3号、4号、5号にありますとおり、この暴力団関係に万一このお金が行ってしまうと、これはシステム全体が破綻します。我々は民ですから、この資金分配団体も民、これをチェックするにはどうしたらいいかということですが、それはやはり制度を利用して、例えば、公益法人であれば警察照会ということで、暴力団関係のこともちゃんとチェックできている、認定NPOにしても、若干違うのですけれども、ほぼ同じような形になっているということから、資金分配団体はこういう公益法人や認定NPO法人でないとだめだろう、我々もそうでないとだめだと思っています。

これも後で理由を説明いたしますが、さらにもう一個大変なことは、この資金分配団体が認定NPOや公益法人でなかったら、助成した途端に、相手方の民間公益活動を行う団体が認定NPOだったときに、この税制上の優遇をすっ飛ばしてしまう可能性があるということでございます。

これも説明すると長いのですけれども、これは分数でございます、パブリックサポートテストというものでございますけれども、いわゆる総収入のうちいろいろな人から寄附とか、そういうものを受けることが多い比率のところは税制上優遇しましょうというものが、認定NPO法のその第一基準、幾つか種類があるのですが、そのうちの一個、一番ベースになっていたものでございます。

ところが、これはいろいろなところからサポートを受けるわけですから、1個のところからどんと来た場合には、この数値が下がってこの20%にいかなくなる可能性があるということになっているわけでございます。

ただ、公益法人とか、認定NPO法人が出したときには、この数字が20より下がらないような計算式、ちょっとややこしくなっていますが、ここはちょっと誤植があるのですけれども、5/10なのですけれども、そういう格好になっています。

いずれにしても、公益法人でないと、資金分配団体が公益法人や認定NPO法人でないと、助成したのに相手方の税制上の優遇が吹っ飛ぶということに相なりかねないということでございます。

2つ目のポイントは、手続的清廉性ということですが、それはベースには一体どういうことがあるかということ、この休眠預金のお金が非常に特殊なものであることから来ています。

今、地方の銀行、地域銀行は大変なことになっていまして、金融庁でこの議論ばかりやっているわけですね。今や過半数の54行が本業赤字でございます。地域でシェアナンバーワンをとっても、構造的に赤字になってしまう。大変な状況になっている中で、このタイミングで休眠預金ができているということについて、我々は非常にしっかり考えていかなくてははいけません。

そういう意味で、文化的にこのお金のことを我々はルサンチマン・マネーと。これは怨嗟が、つまり、私有財産がこういう格好で来ますので、ルサンチマン・マネーということ意識して考えていかななくてはならない。そのためには、何よりもこの手続に疑念を差し挟むような形は絶対にとらないということで「手続的清廉性」というものを非常に重視しています。皆さんの言葉でいうと公正性ということですけども、その概念が一番に来るべきだと。もちろんこの「経済性」というのもやらなくてはならないですけども、この両方をいかに両立させるかということで苦心してつくったのが、私どものプログラムでございます。

その点で、単に不正を起こさせないというだけでは不十分です。間違いを起こさせないという観点も入れないといけない。今のNPOの現場とか、ソーシャルセクターの現場では何が起きているかという、ルールが厳しいので、複雑なので、ちょっとした間違いが、科目の流用があるとか、ルール違反があるわけですね。そういうことがどうしても起きてしまう。

だから、逆に言うと、ルールを非常に重要な問題以外はなるべくなくしていこうということで考えましたのは、ちょっとアカデミックな関係者でないかわからないかわかりませんが、私どもの文部科学省の科研費と呼ばれているものは、科学技術研究費と呼ばれているものは、昔は使いにくかったのですけれども、今はだんだん使い方が、ルールが柔軟になってきて、30%は間接経費に使えるという格好に今はなっています。これは税金ベースです。税金ベースが30%間接費に使えるわけですから、非税金のこのお金はこういう形でもできるだろうということを考えているところでございます。

さらに、もう一つは、ルサンチマン・マネーということでございますから、5年後には、民間の公益を行う団体、これは全都道府県に行っていないといかぬだろうと思っています。ただ、これをダイレクトに目指すと当然ばらまきになってしまうわけです。これはばらまきをしないというのも大前提ですから、これをどうやって両立させるのかということで、下からのあれを、まず、東日本と西日本で最初の年は分けようと思っています。さらにこれは公開審査を入れて、一般の方も入れようと思っていますので、東日本の方は西日本の団体について関与して、西日本の方は東日本のところに関与するという形でクロスにさせています。そうしないと、何か別の情実とか、そういったことで関わってくる可能性があるんで、このクロスボーダーにしながらブレイクダウンをして、この2年目は東日本でどこで分けるかは、1年目の結果を見て、薄いところは厚くするような形で区域を分けていって、最終的に、これは資金分配団体はこのぐらいのエリアにして、実際の民間公益を行う団体は最終的には全都道府県に行くようにしておかないと、とてもではないけれどももたないと考えております。

もう一つ、3つ目のポイントが地方と東京ということでございまして、これは内閣府の中で議論されているものですけども、東京一極集中が一体どこを痛めつけているかとい

うことですが、これは大阪が一番なのですね。

人口減で言うと、純減です。これは1万1000人が大阪から取られている。あと、これは大都市圏ばかりなのですね。つまり、今の東京一極集中というのは、大都市圏のファンクションを落としている。これは大阪にいとひしひしと感じます。

それで、私どもはこういう形で、ちょっと細かくて見えないと思うのですが、是非大阪から休眠預金の手を挙げてくれと。なぜなら、ヒト・モノ・カネ、とりわけ金の移動は非常に東京に進んでおまして、預貯金につきましては、日銀の統計によると、今、1年間で東京に乗った分は、大阪の預貯金の半額分ぐらいが東京に乗っています。そういう中での休眠預金のお金まで東京に行くということについては、非常に問題であるということで、これだけの人が是非やってくれということで集まっています。

どういう人なのかというと、この「民都・大阪」フィランソロピー会議の有志というのは、これは後で説明します。

北は北海道、南は沖縄まで、先ほど申し上げた会計専門家とか、会計学の関係者、公益資本主義ということを主張されている方がいます。これは欧米型の資本主義というのは何かおかしいのではないかと主張されている方ですが、先ほど言いましたけれども、定性的データから知の構造化をする研究者、それから、税制調査会の委員だった関係者、こういった人たちが集まって、是非やれということで、かなりのプレッシャーを感じながら、これを出させていただきました。

「民都・大阪」フィランソロピー会議というのは何かというと、先ほど申し上げたとおり、もともとはこういうよその国でもある意味ではこういう形になっているのに、日本で局地的に何とか法人というものが分かれて、それが全部東京に向いているわけですね。

例えば、私学でいうと私学連盟と私学協会というものがありますが、そのトップは両方とも東京の関係者がずっとなっている、大阪の関係者はいつまでたっても会費を納めているだけということがありますので、せめて大阪だけでもこういう各法人格別のトップを集めて議論をしていこうというのでスタートをしたのが「民都・大阪」フィランソロピー会議でございまして、これがこういうメンバーから成っているということでございます。

したがって、これはその会議が出したのではないのですけれども、会議の有志等が中心になってやったわけですが、そうすると、我々理事は、この会議のメンバー、3人ともそうなのですが、公募要領の3分の1規制にひっかかるのではないかとこの疑念が生じるかもわかりませんが、これは認定法5条11号と同じ文章でございまして、これは解釈が違うんだということは内閣府の方で言っているんですけども、これについては、第81回公益認定等委員会で結論を出しているものでございまして、府とか、市とか、行政の会議体のものは、一つの団体として、これはコントロールされることを規制しているわけですから、そういうことには当たらないだろうということにしております。

なぜ「民都・大阪」という名前にしたかということ、これは申請のための初期エネルギーというのはすごく要るのです。そのために、どうしても大阪の力、都市力を借りたとい

うこととございます。

それから、これは東京から降って湧いたようなお金ではだめでしょうということです。

それから、これも東京では恐らく考えつかないと思うのですけれども、私どもとしては、役員室などというかわりにキッズコーナーを設けて、子供同伴で行けるのではないかと。これが東京でできないのは、東京だと通勤できないからですね。地方だと簡単にできるのです。ニュージーランドの首相とか、オーストラリアの国会で子供同伴で授乳をさせているとか、ニュージーランドの首相は国連でもこの間やりましたし、私どもも、国際学会に行くと、今、赤ちゃんのいない国際学会に私は最近行っていません。ですから、こういう格好でやっていくことで、子育て支援ということですから、中央からやるという意義があるのではないかと考えています。

続きまして、組織のことですけれども、今回の申請が、ある意味でやりにくかったのは、私ども内閣総理大臣の指定という権威を後からもらうわけですが、その権威をもらう前に、いろいろなことを設計しないといけない。そうするとどうなるかということ、「別の権威」に頼らないといけなくなる。ですから、こうすると、私は歪むと思います。だから、我々は、この総理大臣の指定を受ける前にできること、権威をもらった後にできること、これを分けています。

典型例が、この評議員です。私どもは評議員に、今、政治家とか経済団体の代表とかはいませんが、これは定款変更の案と評議員の細則に細かく書いていますが、指定を受けた後にこういうところから推薦をもらうようにしています。

さらに、経済団体は、北海道経済団体連合会から北からもらうようにしております。労働界は沖縄からもらうようにしています。彼らが、例えば、中央の方を推薦してくれてもいいのです。だけれども、こういう地方の介在なしに、いきなり中央の人だけでオールジャパンなどといったら、これは地方に反発してくれと言わんばかりのことになるということになっています。

職員人事につきましても、私どもとしては、しっかりしたガバナンスの関西大学、ソーシャルセクターを牽引してきた大阪NPOセンター、これは、日本NPOセンターより先にできている、大変由緒ある団体でございます。

さらに、1970年の万博は非常に黒字だったのですが、そのお金を使って、40年以上、50年近く助成活動を実は特殊法人からいろいろな変遷があって、今、関西・大阪21世紀協会という財団法人が指定法人としてこれを預かっています。

ここにそういう交付金のノウハウ、それから、ICTによる助成の受け付け、そういうものが全部ありますので、ここで三位一体にしようということ考えています。ただ、この3つ目は、出向形態よりも業務委託でやってくれということですので、そういう格好をとっているところとございます。

さらに、当組織としては、飛車角方式とか、鍵括弧をしていますから私の用語ではないのですが、あえてどなたの用語というのは言いませんけれども、大変話題になったことで

ございまして、ちょっと将棋を知らない方には申しわけないのですが、縦横と斜めというのが飛車角でございまして、私どもはスタートが、こんなに遅くなるとは思わなかったので1月1日にしているのですけれども、事務方のスタッフについては一旦全員総務部に入ってもらいます。そうすると事業ができないのではないかということになりますが、事業はプロジェクトチームにしておりまして、こういうことができるように組織規程もちゃんと整備しているところでございます。

それから、これは人数を増やしていったときも必ず総務部に一旦入っていただくと。これはどういうことかという、ガバナンスのルールとか、規程とか、いっぱいあるわけで、ここをまずしっかり押さえていただく。それから、我々はみなし公務員ですから、民間出身の方々にみなし公務員というのはどういうことなのかということ、しっかりまず理解していただいてから、事業の方にそのプロジェクトとして参加してもらおうという、その飛車角方式を使わせていただいています。

それから、ガバナンスにつきましては、内部統制については、これは、私どもは一番しっかりやらせていただいたところでございます。

これは全部説明すると時間はないかと思しますので飛ばしますけれども、このところについては、当然、公益財団法人としてもそうですし、コンプライアンスについては、独法のことを横目に見ながらやらせていただいているところでございます。

ちょっとこのところは省かせていただきます。

今、提出しているものはこれだけなのですけれども、これからつくらなくてはならないと考えているものはこのくらいあります。小さな組織ですけれども、これだけをきっちり、特に内部通報とか、特別の利益とか、利益相反とか、そういったところには完璧な形をとらせていただきたいと思います。と思っております。

最後に、その他なのですけれども、この30分のプレゼンもなかなか大変なのですが、皆さんも、終わった後、シートに書き込む時間があるかと思しますので、その他の項を今は示していますが、その他のところに、皆さんが書き込む欄のところのもので、私どもの資料のどこにそれが書いてあるかというのを全部お示ししております。30分で書けるようにしておりますので、どうぞこれをお使いください。

もう一つ、ひょっとしたら事務局から出しているその一覧表で「○」「×」になっている、この別紙様式3及び4の提出についてですが、これが「△」か「×」になっていると思います。

これは、私がチェックしたのですが、この別紙様式4の中に例の顔写真があつて、その後、別紙としていろいろな能力が書かれている書類があります。これが別紙様式3なのですが、2種類あったので、この3と4と、そういうことかなと思ってチェックを思わずしてしまいました。

だから、これにつきましては、監事からこっぴどく、どういうことなのかという原因究明をされまして、11月27日、これを出した後ですけれども、これが今後どういうふうにする

るのかということについて、理事会決定、機関決定しています。こういうものは内閣府の方は何か意図があってこういうふうにしたのでしょうかけれども、私どもとしては、何か提出があったときには自らチェックを作って、これはちゃんと一覧表を別紙様式3、ここに書いてあるようなことを別紙様式4と分けて、ここでチェックするという体制で、今後、こういうミスを犯さないようにするというにさせていただきます。

そういうことで、大変早口で申しわけございませんでしたが、30分という時間ですので、お許しいただければと。

御清聴ありがとうございました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

これより、委員及び専門委員による質疑応答を開始いたします。

御意見、御質問等ございましたら、御発言いただきたいと思えます。

質疑は、これを立ててお願いします。

それでは、服部委員、お願いします。

○服部委員 ありがとうございます。

1点、まず、確認させてください。

支出の流れのところなのですけれども、通し番号の137ページあたりに出てまいります。そのあたりに、700億の収入見込みがあって、毎年40億の助成金を支出されるということになっていますが、この考え方について御説明いただきたいと思えます。

○出口理事長 これは、当面の間20億から40億ということでございましたし、700億が休眠預金のお金ということで、しかもこれを積み立てて、5年後にはこれの運用先まで決められて、それで自立しなさいということですので、700億があって、そのうち40億を助成に充てたとしたら、その残りを積み立てるということで計算しております。そういう理解で計算しています。そういうものが合っているかどうかわかりません。

○服部委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 それでは、北地委員。

○北地委員 まず、形式的なことなのですが、公務員の皆さんと、事業会社の方は余りいらっやいませんけれども、兼任をすることについて、1月1日からスタートをしますと、事前に、現に所属していらっやる法人の承諾をとれるでしょうかということがまず1点です。

2つ目なのですが、優先的に解決すべき社会的課題については一般から募集すると書かれています。一方で、事業年度によりましては、エリア別に、最初は東日本、西日本とございますけれども、そうしますと、初年度については、この一般から募集したもので、東日本、西日本に関するものだけをなさるという理解でしょうか。

○出口理事長 最初の質問ですけれども、公務員につきましては、これは指定されない限り、人事のことですから、こういう話はできません。ただ、内々に公務員というのは、私は公務員ではないのですけれども、私が一番その可能性があるのも、民博の館長と話して

おります。それで、私ども国立大学法人法になる大学共同利用機関というところですけども、ここではクロスアポイントメント制度というものがあります。つまり、大学の関係者はどんどん社会貢献しろ、外部に出ろということがありますので、とりあえず指定をされたら、これで機構本部の方と話をするという事に相なろうかと思えます。

それから、2つ目でございますけれども、2つ目は、質問は何でしたか。

○北地委員 優先的に解決すべき社会課題。

○出口理事長 それは、大変困ったのですけれども、これについては、我々の業務の一番最初に書いてありまして、しかも基本方針に資金分配団体と相談して決めろと書いてあるのですよね。そうすると、1年目は資金分配団体はいないわけですから、これはしようがないというか、ゼネラルにやっっていこうと思っております。

それで、挙がってきたものについては、先ほどのような形でデータ処理をして、これは東西を分けるつもりはございません。挙がってきた社会課題について、非常にブロードなものをつくりたいと思っています。というのは、下がっていくのですけれども、これも研究がありまして、下がっていくのにだんだん制約が厳しくなって、最後、一番使うときにはなかなか思ったことに使えないということがありますので、我々はこの部分は、内閣府の基本計画の中と調整しながらですけれども、とりあえず手続としては一般から募集して、こういう形で処理をして、最終的にどうなるかというのはその評価指針策定等委員会と議論しながら決めていきたいと思っていますが、東西で分けるつもりはございません。

東西で分けるのは、あくまでその募集をするときに、実際のこの選考に関わりたいということまで含めて募集をして、その選考を、東日本の人は西日本に、西日本の人は東日本にということができる。

○北地委員 東日本、西日本以外のものについては考慮しないということですか。北海道とか。2019年以降の年度で他のエリアをなさるとお書きになっていらっしゃいますけれども、2019年度以降のエリアについては、一般の募集の中にあつたとしても、初年度は携わられないのでしょうか。

○出口理事長 日本の中で、東日本、西日本以外のところはどこを想定しているのでしょうか。

○北地委員 では、このエリアはどういう表現ですか。

○出口理事長 これはNTTの分け方で、きっちり誰でもわかるように分けるつもりです。

○北地委員 2019年には東日本、西日本と書かれていまして、その後もずっと同じですか。

○出口理事長 東日本、西日本はね。東日本、西日本は同じにして、我々が心配しているのは、資金分配団体に手を挙げてもらったら東京に集中するということがないように考えているわけです。だから、そこのところは、東日本、西日本というものを意識しながら、今度は西日本は東京と大阪とか京都に集中しないように、そこが来た場合には、例えば、四国がまだであれば四国を重点にするとか、そういう形をとっているつもりでございます。

○北地委員 22年度、23年度に、東日本、西日本という表現ではございませんので、北海

道、九州を含め。

○出口理事長 何ページですか。一番最後ですか。

○北地委員 業務実施計画の中です。ここで全都道府県は最終的になっているのですが。

○出口理事長 そのこのところは、下から出てきたものを分けながら、最終的にはそういう形で着地したいというところがございます。つまり、九州に一個もないということがないようにしたいということを考えています。

○北地委員 初年度ではいかがですか。

○出口理事長 初年度は、これはどこから出てくるかわかりませんから、そんな各地域から出てくるかどうかまでわからないと思っています。逆に、それでいいと思っています。ばらまきでないということに非常に重点を置きながら、かつ、最終的に全国になるようにする、これは最高のやり方だと考えています。

○北地委員 そうしますと、初年度は東日本、西日本というブロックから一般に意見を集められるということですか。

○出口理事長 だから、東日本、西日本というのは、日本全体です。この意見を集めるのは2種類あるわけです。1つは社会課題。社会課題としては全国1個で、選考に関わりたいという希望もこれはとります。そのときの選考は、東日本、西日本ということでございます。選考は、東日本、西日本別にやっていきます。わかっていますか。

○北地委員 全国から募集されるのですか。

○出口理事長 だから、全国を2つに分けているわけです。だから、東日本と西日本に全国を2つに分けているわけです。

○北地委員 そうすると、22年度、23年度のこの表現、徐々に広げていくというのはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○出口理事長 具体的に言いますと、例えば、初年度は、例えば、首都圏と宮城県から出ていて北海道が出ていないとすると、その次のあり方として、北海道と本州という形で東日本を分けるかもしれません。北海道からいっぱい出ていて東北地方で出ていなければ、関東、北海道をくっつけて、東北というエリアを別にして、そこに説明会を開催して促すような形をとってするということです。ですから、初年度だけは東西に分けて、そこから後は、どういうふうな分け方にするかというのは申請の状況に応じて変えていくということです。

○北地委員 カバーエリアは同じだということですね。

○出口理事長 カバーエリアは同じです。

○小宮山会長 五島委員、お願いします。

○五島委員 プレゼンテーションをありがとうございました。

このレジュメでいきますと、大きな2番の休眠預金の資金に対する考え方のところで、最初の図表18で、地域銀行の本業利益の話が出て、その後に、非税金性と非寄附金性、ルサンチマン・マネーであるというお話につながっていったのですけれども、このつながり

がいまひとつ理解できなかつたのですけれども。

○出口理事長 休眠預金というのは国民のお金ですけれども、現在どこにあるかという、金融機関にあるわけですね。金融機関にあって、日本中の金融機関にあるわけです。ですから、そこから吸い上げていくというお金について、私はいろいろな人と話しましたけれども、非常に税金とは違った感覚を持たれている方が多くて、そのことについてルサンチマン・マネーというような表現をとっているわけです。私有財産、つまり、俺たちのお金をとっていくのかというようなことをごさいます。とりわけ金融機関につきましては、今、大変な地方の議論があるので、このところもしっかり見ていこうというのが最初のグラフでございます。

○五島委員 地域銀行の本業赤字の銀行が増えていることとお金の性質と何か関係があるのですか。

○出口理事長 従来だったら、これは利益に入っていたわけですよ。数字上は。ですから、金融機関の方は、表面的な財務諸表が変化するということに対してかなり神経質になっているのは、私がいろいろな話を聞いた中では、そういう人が多かったです。

○五島委員 銀行の収益が持っていかれていくということですか。

○出口理事長 そういうふうを受けとめる人も中にはいらっしゃるだろうということです。

○五島委員 わかりました。ありがとうございました。

○出口理事長 特にこのときに議論になったのは、具体的に名前を言っていないかわかりませんが、九州のある県の銀行は、御存じだと思うのですが、我が町に金融機関がなくなるとかという話が一方であるわけです。そのところはやはりちゃんと、そのメンタリティーは理解しながらやっていきたいということをごさいます。これは心してやっていきたいと思っています。

○五島委員 わかりました。

○小宮山会長 程委員。

○程委員 2つあるのですけれども、1つ目は、日本のソーシャルセクターをこれからもっと盛り上げて発展していこうという趣旨で、これは皆さん賛同されていると思うのですが、その中で、今までの日本のソーシャルセクターの一番の課題は何かということと、あと、非常に強みもあるだろうということだと思っておりますけれども、それは皆さんは代表をされているので、一人一人、その2つの、一番この課題が問題だということと。

○出口理事長 私からでいいですか。

一番の課題は、ソーシャルセクターが定義できないことだと思っています。それが一番。つまり、定義できないと、会計基準とか、あらゆるチェックが大事なのですけれども、どういふことに基づいてチェックをするかというのが全然わからない。これが一番大きいと思っています。

○程委員 強みのところも、いいところもたくさんあると思うので。

○出口理事長 いいところですか。これは、やはり阪神淡路大震災以降、いろいろな形で

ボランティアな力が潜在的に日本中にあるということですね。スーパーボランティアなんていう方もいらっしゃいますけれども、これは、本当に一般で言われている以上に、全国津々浦々、一生懸命いろいろなことをやりたいという方が日本社会にはいると思います。これは結構大きな力だと思っています。

○島田監事 監事の島田です。ソーシャルセクターの一番の課題ということなのですが、私が公認会計士の立場から思いますのは、ソーシャルセクターでは、何か助成活動をするという場合に、助成をしたとき、する選定の基準というものが、いろいろな状況に応じてするのでしょうかけれども、統一した考え方がない。その成果の評価をするに当たっても、評価基準のきちんとしたものがない。その評価の基準によって評価してきたものを監査する体制なり仕組みなり監査する基準なりがないと、そういうふうな仕組みがまずは欠けているということですね。私がこのお仕事に参加させていただこうと思ったのも、そういう仕組みをつくるというのが非常に国民の信頼を得るために大切だと思うので、その仕組みをつくれる事業だということで参加させていただきました。それが一番課題だと思っています。

ソーシャルセクターの強みというのは、私も社会福祉法人などで福祉の本当に困っておられる方の現場などにお伺いしたりするわけなのですが、やはり今の社会福祉法人なり、そういう福祉の仕組みというのは、決まったこと、官製のビジネスモデル、それを決まったようにやるだけだと、お金をもらっても人が全部決められているということで、臨機応変な支出とか、少し目的が違おうと使えない。そういうところにきめ細かいサービスをしていく、手当てをしていく活動をされている、そういうところが、既存の公的な仕組みと比べて、ソーシャルセクターでそういう活動をされているというのは強みだと思っています。

○堀野事務局次長 私の場合は、どうしても二律背反みたいな話になりますけれども、弱いところ、強いところ、両方中間支援組織に起因すると考えております。やはり日本の中間支援組織の脆弱性というものが、こういったお金をきちんと回していけるような体制になっていないということ自体が、非常に問題であるかなと考えております。そういった問題意識の中から今回私どもは手を挙げさせていただいている部分もございます。

先週までアメリカに行っておりましたけれども、やはりアメリカの中間支援組織を見ると、非常に大規模で活動しておりますし、非常に広範囲にわたっての支援をしております。それと比較すると、日本の中間支援組織の支援体制、メニュー、内容を見ると、まだ遅れている部分というのは認めざるを得ないかなと考えております。

ただ、一方で、日本らしい中間支援組織という強みもございます。私どもは、先ほど出口先生からありましたように、日本で初めてできたNPOセンターですし、民設民営で22年間運営してきております。そういった中で、やはり民の力でしっかりと支えていく体制が、小さいながらも芽生えている。このことは、恐らくこれから先進的な社会課題を迎える日本において、非常に有意義なメッセージを伝えるのではないかと私は考えておりますので、

こういったモデルをしっかりと世界に発信していくことが日本の中間支援組織をさらにレベルアップしていく、場合によっては世界に貢献していくことができると考えておりますので、私は、どの部分から考えても中間支援組織の強化ということが、こういった事業も含め、全てのいろいろなことへの解決への道筋になると確信をしております。

以上です。

○程委員 ありがとうございます。

2つ目は、お時間がなかったので特にガバナンス・コンプライアンスのところを余りお伺いできなかったのですが、今、まだ1時間以上ありますので、特に注意したこと、特に資金分配団体、また、現場に線が延長していきますけれども、その辺はどういう形で、事務局は20名弱だと思うのですけれども、どのようにこの辺は担保していこうかと。

○出口理事長 例えば、私どもは会計監査人を選んでいますが、これも選ぶ段階からインターネットで公募して、しっかりとした手続を踏んで、つまり、こういうガバナンスコードに従った形で選ばせていただいております。この点については、すごい時間をかけながらしっかりとやっていこうということをやっているものが一つ。

もう一つ、利益相反のことは皆さんすごく感じていらっしゃると思うのですけれども、私は、公益認定等委員会の認定委員をやっていた立場からすると、特別の利益というものがあるのですよね。特別の利益を出しつつということに対しての法的な制約もあるわけで、そこに対するガバナンスとかコンプライアンスチェックについては、とりわけしっかり考えていたところだと思います。

それから、皆さんが議論をしていなかったことについては、民間の公益を行う団体は、これは企業であることもあるわけですね。営利企業であることもあるわけですね。営利企業であるということは、そこに株式を持っている人がいるわけですね。この株式を持っている人がいるというのは、その指定活用団体にその株式を持っている人がいたら、やはり具合が悪いわけですね。そういった点も含めて、ガバナンス・コンプライアンスについては、誰からも言われぬように細心の注意を払いながら、優れた監事がびしばしとやってくれているので、もしよければ、考え方とか、ちょっと追加的に言っていただけませんか。

○島田監事 ガバナンス体制について、資料にも詳しく載せさせていただいているのですけれども、よく一般財団法人とか、公益法人とか、ガバナンスについては法的に整備されているのですけれども、やはり公開上場会社などと比べますと、内部統制については脆弱なところが多いわけですね。上場会社などは、やはり資金を不特定多数の方からお預かりして、それを活用していく。営利活用ですけれども、活用していくということで、大変厳しいコンプライアンスなり内部統制の仕組みが課されているわけなのですけれども、この休眠預金の活用に当たっても、預金者の方は不特定多数がいらっしゃるわけなのですけれども、預金者の方の意思の及ばないところで、我々が使い道を決めていく、一方的に決めていくということですので、やはり休眠預金の拠出者になっている預金者の方の保護というのは念頭に置かなければいけないだろうと。

そう考えますと、不特定多数の方のお金を保護するというのを考えますと、小規模な上場会社並みの内部統制の体制なり監査体制なりというのは、きちんと整えてやっていきたいと思っております。

先ほど監査法人の話も出たのですけれども、公募して選定したところが、ひびき監査法人さんという、大阪の中堅の監査法人さんなのですけれども、大阪に本部がある監査法人で中堅というところしかないわけなのですけれども、上場会社を40社近くクライアントに持っておられて、かなり気骨のある、きちんとした監査法人で、資料にも書かせていただいたのですけれども、監査体制のところを見ていただきたいのですけれども、必要十分な監査の実施を行うということで、(1)の③の2段落目なのですけれども、会計監査人は、上場会社の登録監査事務所であり、かつ、金融庁ホームページに開示されている監査法人の組織的な運営に関する原則、監査法人のガバナンスコードを採用した監査法人、これが大手監査法人も含めて全国で15しかないのですけれども、ひびき監査法人さんはその中に入っているということで、相当きっちりされている監査法人にきちんと監査をしていただく。監事の方は、業務監査を含めて監査法人と連携して、そういう間違いがあったりということがないようにしていく予定です。

○出口理事長 それから、法律では資金収支に対する監査法人という形になってはいますが、私どもは公益認定をするつもりでございますから、そういう計算書を作成して、その部分も同時に見ていただく。

逆に、資金収支の部分はどういう会計基準で監査するのかということ、監査法人から質問を受けていますので、これは内閣府で改めてしっかり出していただければと考えています。

○小宮山会長 よろしいですか。

萩原委員。

○萩原委員 御説明ありがとうございました。

非常に公正、公平性といったところはかなり力を入れてのプレゼンテーションだったと思います。ありがとうございました。

その上で、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、資金分配団体について、資金分配団体の選考というのはやはり非常に重要なポイントになってくるかと思えます。その上で、ブレイクダウン担当方式とか、クロスボーダー選考という方法を御提案いただいているのですが、この点につきまして、アカデミックな人間なので、どうしても先行事例とか、先行例とか、先行でこういったことがされていて、それを一つお手本にしながらこういったものを考えたとかというようなところがちょっと気になるのですけれども、もしそういった事例があれば、教えていただきたい。なぜこれをするのかということについては、先ほどの御説明でもよくわかりました。

もう一点は、資金分配団体に関しては、公募要領の方に、やはり資金分配団体となり得るところについてのネットワークとか、知見とか、そういったことが必要だと書かれてい

たと思うのですけれども、そのあたりについて、先ほどちょっと資金分配団体がどのようなところが出てくるかわからないというような御発言もあったので、指定活用団体として大体こういったところが応募してくるのではないかというイメージが既に少しおありなのかについても、お聞きしたいなと思います。

もう一つ、資金分配団体に対しては、必ず守れるルールという記述がございましたので、必ず守れるルールというもののポイントみたいなものを教えていただければなと思います。

とりあえず以上です。

○出口理事長 ありがとうございます。

先行事例ということでございますが、よくぞ聞いていただいたと。例えば、日本財団のソーシャルイノベーターの選考というものがあるのですが、あれは実は大阪NPOセンターが1990年代にやったものの丸写しでございます。それから、エッジという団体がございまして、これもソーシャルセクターのリーダーを選んでおります。このやり方も実は大阪NPOセンターがやったNPOアワード、あれが全く同じ。日本財団の場合は、選考委員長もとられているというか、ものすごくここにノウハウがあるのです。いいのですけれども、公開でやって選考していくというプロセス、私も選考委員長を長くやりましたけれども、非常にノウハウがございまして、これが先行例です。というか、日本のこの種のことの全部先行例をたどっていくと、大阪NPOセンターにたどりつくということだと思えます。

2つ目は、基本方針の中にネットワークを持っていることがあるので、これはネットワークを持っていることが大事だと思います。私どもは持っています。ただ、これを選考に使うかどうかというのは別次元の話です。これを選考に使うというのは、我々は両面があると思っております。

ですから、我々は、手続的清廉性、ルサンチマン・マネーということから考えると、ネットワークは持っているということと、土地勘があるということと、それで資金分配団体を具体的にイメージをするということは分けて考えないといけない。あくまでも日本社会のメリットは何かというと、地域でものすごい人材がいるのですよ。小原さんだってそうですし、いろいろな団体が地域でいろいろなことを考えているのです。知らないのは東京の人たちだけと言ったら怒られますけれども、情報が東京には入ってこないわけです。東京の情報は向こうに行くけれども、向こうの情報は入ってこないから、日本社会にそういうものがあるということを前提にしない限り、こんな法律を作ってはだめなのです。作ったということは、日本の社会に対して、十分な信頼をして、できるだけわかりやすい、ですから、私ども、最初は、申請の説明会を全国8カ所でやります。全国8カ所でやって、それでもなお申請が出てこないところはあると思います。というのは、基本方針の中にずらずらと書いてありますので、これもいわゆる選考基準の中に全部入れていますから、これをクリアするのはなかなか大変だと思いますが、それでも、これは、そういうことをするとかしないではなくて、やはり議連の方がつくり上げた最初の熱い思い、これを地方にとかくお届けして、地方の方のリアクションを待つということが一番中心にしたいと考

えております。

よろしいでしょうか。

○萩原委員 必ず守れるルールは。

○出口理事長 必ず守れるルールは、先ほど言いましたけれども、科研費につきましては、30%は間接費になっているのです。私どもは、この30%については、中の科目については、流用は自由にしていいと考えています。ただ、ルサンチマン・マネーですから、アルコール類の飲料とか、そういうものだけはちょっとやめてくれと。それ以外については、人件費に使おうが、評価に使おうが、それは事前に、例えば、人件費に幾ら使うとか、評価に幾ら使うとかというのを決めさせて流用したらいかぬということになると動けないですからこれは間接費ということだけで実は30%をとっています。

これでも実は厳しいのですよ。どうしてかということ、30%ということは、一番上から70%のお金が助成金になって、さらに70%ですから、最終的に休眠預金のお金の49%が助成金というか、ダイレクトに使うということなので、これでもなかなか世論を説得するのは難しいと思いますが、私どもは粘り強く情報公開をしながら、私どもは実は申請したという記者発表を大阪でしております。あらゆる機会を取り上げて、我々の思いを伝えていこうと思っております。これは皆さんにも伝わると思っています。

○小宮山会長 これで3つ、いいですか。萩原委員。

○萩原委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 それでは、北地委員。

○北地委員 今もおっしゃいましたように、公益法人を目指されるということなのですが、一般財団法人であつてということで法は定められているのですけれども、ここで公益法人をとられるということが、まず、お聞きしたいことが1点です。

2つ目に、仮に公益法人であったとすれば、公益目的事業のどこの区分でなさるのか。これは助成金の受け取り方の考え方によりますけれども、ここに書かれているように、700億がありまして、初年度の助成に回される部分以外というのは、翌1年度以外の遊休規制からどういうふうに移れるとお考えですか。

○出口理事長 よくぞ聞いていただいたというか、私はこの間、本も出してありますし、遊休財産規制についても、これは全く問題ないと思っておりますけれども、これは公益でないとだめだと思っております。どうしてかということ、資金分配団体が何かあったときに、どこかに寄附するようになっていますが、最悪の場合は、私どもがそのお金を受け取らないといけないのですね。そのときに、法律上、我々とその資金分配団体の関係は民間の契約です。でも、法律上、資金分配団体が公益法人だったり、認定NPOだったりすると、認定法5条17号の団体でないと、お金が、残余財産が行かないのはよく御存じだと思いますけれども、そうすると、こちらは一般財団法人だと、取り返そうと思ったときに、法律上は取り返せないということになります。ですから、私どもは絶対にこれはとらないといけません。

もう一つの理由は、先ほど言ったように、相手側が相対的基準で税制上の優遇措置を受

けていた場合に、我々がぼんと一般法人で出したら認定NPOが飛んでしまう。そういうことがありますから、我々は絶対に出します。それから、どの区分かというのは、別表のどれかということになるかと思いますが、それは今ここで言う話ではなくて、今はまだ申請ができていないのは、内閣府公益認定等委員会の電子申請が、今、切りかえがあつて、早くやりたいのですけれども、それができないということになっているので、それは出したらまた北地委員のところに行きますので、そこで議論していただきたい。

もう一つは、遊休財産規制、北地さん、これが公益をとれなかったらだめですよ。遊休財産規制というのは、現に将来にわたって何に使うかわからないものが遊休財産として定義されているので、これは法律でちゃんとこの資金分配団体の助成に使うということは明らかでございますから、遊休財産規制に抵触することは全くないと思います。

○北地委員 そこは毎年計画の洗い直しをするので、そこは見解が違うかもしれないですけれども、23区分の中では、現在、分配団体と現場の団体の属性で分けるのであれば、なかなかつくりにくくて、最後の23番目の府令のものしか残っていないのかなと思うのですが。

○出口理事長 男女共同参画その他のというものがありますでしょう。そこには必ず当てはまりますし、問題ないと思っております。

○北地委員 公益目的事業1本ですか。

○出口理事長 公益目的事業は1本です。別表のあれは幾つかですけれども、これは1本にまとめさせていただきます。

○北地委員 1本だったら、わかりました。

○出口理事長 とうか、これは公益でないとだめだと私は自信を持って、それを言いたいということもあります。この制度でこれが公益を目指さなかったら、公益法人改革は大失敗だということになるかと思っています。

○小宮山会長 宮本委員、よろしいですか。

○宮本委員 宮本です。お願いいたします。

まず、1つ目の質問で、1つずつでお願いしたいのですけれども、今回、こういう形で応募されたという理由について、例えば、首都圏中心であるものを、もっと別の、つまり、関西を拠点にしてそのバランスを変えていこうというあたり、それから、例えば、会計基準等の仕組みの問題についてはわかったのですけれども、これはそもそも社会的な課題の解決のためにこの基金を使うということでスタートをしているわけで、その件に関して、今回、理事長になられるということで、出口さん自身はどのような動機でこの理事長を引き受けようとしているか。そのあたりのところを伺いたいです。

○出口理事長 なぜ申請したかというのは、答えは簡単で、公募されているからです。公募されているから申請したわけでありまして、それで、一般財団法人をつくるときに、私が理事長でないとだめだと、出口以外では無理だというような形で強く言われましたので、私もある段階で覚悟を決めさせていただいたということでございます。

社会課題につきましては、皆さん、途中で40団体からヒアリングをされていましたよね。大阪はゼロなのですよね。ということがございましたし、ここで言いたいのは、東京というのは巨大都市ですから、東京で考える社会課題とこの休眠預金が存在している地方の津々浦々の社会課題というのは随分ギャップがあるだろうというのが、私にやってくれと言った方々の非常に多くの声でございます。

そういうことで、お答えになっていますでしょうか。

○宮本委員 もちろん地方の課題、それから、各地域における特有の課題の違いというものはあるのですけれども、それらに共通する課題の特性というものはあると思いますので、そのあたりのところを本当は伺いたかったということなのですけれども。

○出口理事長 ですから、それは私自身がどう考えるではなくて、あくまで手続をきっちりさせて、社会一般から集めたいということでございます。

というか、基本方針には、我々が勝手に決めていいとは書いていないのですよ。資金分配団体と民間公益団体とよく相談して考えなさいと書いてあるので、資金分配団体が今はないわけですから、我々は基本方針に従って出しているつもりでございます。

○宮本委員 わかりました。

もう一つ、御質問させていただきたいのですけれども、今回、役員、職員の給与体系が出ております。それで、給与体系は横にらみの中で決めた水準だと思えますけれども、先ほどから、日本のソーシャルセクターの抱えている課題について、さっき質問についてお答えがあったのですけれども、ソーシャルセクターの課題の一つは、実際に各地で現場で活動している活動団体の全体としての水準が低い。力が弱い。その一つは、経済的に非常に弱いという問題でありまして、一人一人のスタッフの給与が極めて少ないという問題があります。この休眠預金のこの仕組みをつくると、指定活用団体がトップに来て、資金分配団体が中間に来て、かつ、下にたくさんの活動団体が広がっていくという状態の中で、賃金だけを見ても、非常に大きな差が出てきます。このあたりのところの現状認識についてどのようにお考えか、伺いたいと思います。

○出口理事長 意味がわからないのですけれども、差ができるというのは何に基づいているのかよくわからないのですけれども、今の意見は大賛成でございます。当ソーシャルセクターの賃金が低過ぎると。これは、審議会の委員、これまでの議論の中でも、北地委員からそういう発言が前にございました。だから、そういう発言を受けて、私どもは、預金保険機構の給与体系から、それを上回る積極的な理由もない。それから、積極的に下げる理由もなかなか見つからなかったということで、そこをベースにしています。若干私の方は減らしているところはあります。

ただ、預金保険機構については、何かいろいろなわけのわからない手当がいっぱいありまして、特に地域手当というものが東京でばか高いので、これは半額にしようということで、大阪の地域手当よりも低い形で作らせていただいています。

資金分配団体に差があるというのが、資金分配団体は他団体なので、それが個々にどう

いう状況かというのとはわからないのですけれども、気持ちから言うと、これはやはりサステナブルにやっていくという観点からは、全般的に低いだろうなという印象は持っていますが、私は学者ですから、データの枠がないことについてこれ以上は伝えられないのですけれども、それでよろしいでしょうか。

あるいは、監事がこの点も非常に厳しくチェックしていますので、島田さんからもし給与に対しても、監事意見はすごくありましたので。

○島田監事 給与の水準については、私の方もどうしてこの金額になるのかということをしていろいろ話し合ったのですけれども、まずは、今回、調整を行って、それを評価して、監査してという、この資金分配団体の監督体制もありますけれども、監督を怠らないということもありますけれども、非常に仕組みを作っていくことについて、この制度自体がかなり評価についても国際的な水準に合うような、学術的な内容まで求められている状況なのですね。監査についても、国民の信頼を得るために、相当高度なものをやっていかないといけない。

資金分配団体に対する監督体制というのは、公認会計士を雇うのかどうするのかわからないのですけれども、それなりのきちんとした考え方に基づいてやらないといけませんので、やはりそれなりの人材、高度な知識とか知見を持っている人材を集めないといけないと思っています。これも事業の実現のために一定のレベルは必要であると。

そうなりますと、預金保険機構がどうこうというのを抜きにしても、このぐらいの水準は必要だろうと考えております。具体的に、堀野さんなんか博士を持っておられるわけですけれども、そういう研究者的な活動もしながら実務もやる。そういう人材を見つけてくるのはなかなか大変でございます。

これは関西だけでなく東京でもそうかと思えますけれども、そうすると、それなりの研究機関なりにお勤めの方を引っ張ってくるとなりますと、このぐらいの給与水準が必要だろうと考えています。

あと、資金分配団体なり、その下の活動団体なり等の給与水準の低さといいますか、そのあたりに対しては、先ほどから出口理事長が申していますように、科研費と同じように、助成金の3割を経費、一般管理費に充てていいとしますと、それなりの給与といいますか、人件費の方も手当ができると考えております。助成額を全部助成に使えとなると、人件費なりというのは全くボランティアになってしまうわけなのですけれども、それなりの水準で、あと、この成果の評価とか検証とかをやっていかないといけないので、現場の方にもそれなりの人件費をお渡しして、きちんとした業務をやっていただくというのが必要なので、その件とあわせて、30%ぐらい一般管理費に回すということもあわせて、活用団体と資金分配団体、その下の活動団体の業務が回るのではないかと、このように考えています。

○出口理事長 それから、600ページに及んで、ミスがあつてはいけないのですけれども、若干校正ミスとかそういうものがあるのですが、428ページの給与等の一覧表なのですけれども、これと業務実施計画の非常勤の理事の給与が異なっております。

端的に言うと、この一覧表に非常勤の理事の給与を入れ忘れておまして、これは非常勤の監事Aと同じ、186万円がそれぞれにつく格好になっています。これは無償でいいと言われたのですが、私は、これで給料をとっていただいて、責任をとらなくてはいけない部分が相当出てくると思います。

どんなに気をつけていても、これはルサンチマン・マネーですから、ちゃんとやっていたでは済まないときに、ちゃんとコンプライアンス担当理事も指名しているわけございまして、そういうときには、給与カットを含めて、一般の方が納得するような形が取れるような格好にさせていただいているところでございます。

最初からそんなことを考えてはダメなのですから、現実問題を考えると、そういうことになってきょうかと思えます。

○小宮山会長 宮本委員、よろしいですか。

○宮本委員 はい。

○小宮山会長 小河専門委員。

○小河専門委員 ありがとうございます。

東京一極集中が起きていて、それで東京以外のところから手を挙げていただいたということもとてもありがたいことだと思っておりますし、私自身も関西に4年ほど生活していて、お話をいただいた部分、東京にいるとなかなか見えない部分というものもあるということも肌でもよく感じておりますし、私どもも子供の貧困をやっていますけれども、やはり地方の子供たちの貧困は、できる限り出向いて、そこで聞かせていただくことはとても大きいと思っています。

そういう中なのですが、今回、大阪というところを中心とされて、その中でも事務局は三位一体というお話がありましたけれども、ある意味では、三者だけというところがあって、今後、この計画を見ると、日本全体に広げていかれるということなのですが、ここについてどういうふうなお考えを持っていられるか。まず、1点目ですね。

極端な話、今、最初のスターティングメンバーはこういうことだけれども、それを縮小していても、他の方々を入れていこうというようなお考えもあるのかなのかというところも含めて教えていただきたいのが1点目です。

3つあります。

2点目は、この資金分配団体というのは、今、この議論の中でも、横糸、縦糸というようなことがあって、地域でそれぞれよく知っていられる団体と、それから、例えば、分野ごとに知っていられる団体というものもあったかと思えます。その辺のお考えについて、どういうふうにお考えをされているかが2点目です。

3点目ですけれども、これは基本方針の中に指定活用団体が担うべき役割ということで、資金分配団体に対して非資金的支援を伴走型で行うという伴走という考え方、あと、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督するというものがあります。この伴走と監督に対してはどのようなお考えをお持ちなのかということを是非教えていただきたいと

思います。

○出口理事長 ありがとうございます。

最初の質問ですけれども、三位一体といっても、事務局の構成が少ないのではないかということかと思いますが、これもさんざん議論しました。私は文化の研究者ですから、これがさまざまなバックグラウンドを持った人がこの仕組みで最初に全部集まったときには、これはパーキンソンの法則が働いて、コミュニケーションの時間だけでぐちゃぐちゃになるだろうと、特に堀野さん、マネジメント博士の御意見もありまして、極力その部分についてはそういうことが起こらないように、特に最初の数カ月はがっちり固めることが大事なので、まず、がっちり固めて、その上で、いろいろな人を次から次に入れていきたいと思っています。

これについては、東京から来ていただいても結構ですし、どこから来ていただいても結構ですし、今、留職という形がありますから、そういうものも結構ですし、基本方針の中に入っている、何か研修という形で入ってきても結構でございますし、今、国家公務員の兼業の規制緩和がされる議論がいろいろ始まりましたが、そういう格好で来ていただいても結構かと思っています。現実には、これは国家公務員の方と東京にいてこういうことができるのかというのも詰めております。大体できるだろうということも考えております。

そういうことで、最初は、文化的な多様性というのは確かに大事なのですが、最初のところでがたがたになるとこれは動かなくなるだろう。とりわけ、みんなバックのそれぞれ文化が違うのですね。ちょっとした旅費の精算の仕方とか、微妙なところが全部違うので、そのところは十分に先に固めようというのが我々の考え方です。これは大分議論しました。そういうこと一つです。

○小宮山会長 第1点はそれでよろしいですか。

○小河専門委員 それを広げられるということですか。

○出口理事長 広げます。それはちゃんと書いていますので、いつどういうふうに広げるかというのを書いていきますし、さっき言ったように、広げたときに、幾ら評価に有能な人であっても、一旦は総務部に入ってもらって、我々の組織の文化をまずしっかり学んでもらう。規程を全部理解してもらって。我々の価値観を理解してもらってからプロジェクトという形で、飛車角方式でやらせていただくということでございます。

2つ目は、伴走と監督ですけれども、実は法哲学の分野で、私どもはパターンリズムと言っているのですが、伴走のことについては、法哲学のいろいろな議論もありまして、実にこれはタッチな問題だと思っています。簡単ではないと思っています。

といいますのは、スポーツ団体でいろいろな問題が起きたときに、実はスポーツ団体のプログラムで、人件費の一部を助成するプログラムがあったのですが、それについては、キックバックをさせるようなことについて、実はJOCの役員が、こういう伴走的にサジェスチョンをしたのではないかということもあって大問題になりました。

最終的に調査したところ、そういうことはなかったのだろうということで落ちついてい

ますが、我々としては、そういうことが、例えば、疑われるということすらあってはいけないと思っていますので、伴走型については、まず、組織のどこに責任の基盤があるかというのを押さえた上で、とりわけ会計とか、そういったことを中心に、伴走の方はしていきたいと思っています。

監督につきましても、これは重要な案件でございますから、実を言うと、何かあったときに引き上げるお金は契約をしてもらうのですが、そのときにどういう金額を引き上げるのかというのは難しい問題があるのですね。ですので、これにつきましては、助成等財産額というものを毎年計算してもらって、これもそんなに難しい計算ではないけれども、毎年計算させていただいて、常に何か起きたときの相手方にどんなリスクがあるのかということを経営させるように考えているところでございます。

以上です。

○小河専門委員 あと、縦糸、横糸。

○出口理事長 縦糸と横糸については、これは基本方針でそういう2点が入っていることは承知しております。我々の計画については、当初の4年間については、少なくとも横糸というか、地域重視という点でいきたい。基本方針に書いているので全く無視することはできないのですが、先ほど申し上げた「民都・大阪」フィランソロピー会議の精神というのは、まず地域で横につなごうという考え方がありますので、その縦糸、横糸はもちろん基本方針に入っていますので、両方を視野に入れていますが、横糸の方に重点を置かせていただいているというものがこの申請書でございます。

○小宮山会長 白井専門委員、お願いします。

○白井専門委員 ありがとうございます。

まず、1点目、質問というよりあえて確認をしておかないと思ったのですが、このプレゼンテーション資料の23ページに、さらっと私自身の名前が出てきておまして、「民都・大阪」フィランソロピー会議の委員としてというところなのですが、こちらに応募されるということが判明して以来、一切私も関わっていない。全く内容に関わっていないということを一応確認をしておきたいと思います。

2点目なのですが、この休眠預金に対して、我々も現場で活動している団体なのですが、そういう現場で活動している団体から、いろいろ期待もものすごく大きい一方で、いろいろな懸念が出てきているということは百も御承知かと思えます。その中で、出てきている話の中で、小さい団体とか、あるいは成果が見えづらい団体というものが排除されてしまうのではないかと。それでもって、目立つ団体との格差がより広がっていくのではないかとというような懸念が出てきているということも御存じかと思うのですが、そういうことについて、お考えだったりとか、あるいはそういうことにならないような工夫とかということがありましたら、改めて御説明いただければと思います。

3点目なのですが、これは、今、いらっしゃらない工藤専門委員が全団体に聞きますということで御質問されているのが、今、できないので、かわりにしろということな

のですが、この休眠預金の指定活用団体に選ばれなかったときですね。この資料を拝見しても、ものすごく準備をされてきていますし、いろいろな方の思いが集まっていると思うのですが、ただ、1団体しか選ばれないということなので、これがもし選ばれなかったときに、この団体はどういうふうを考えておられるかということをお訪ねできればと思います。

○出口理事長 3つ目の質問から言いますけれども、名刺を見ていただくとわかりますけれども、私どもは、休眠預金等活用団体という名称にして、活用団体に沿った定款を作って、そういう組織体、評議員、理事を作っています。指定活用団体と資金分配団体は機能が全然違うと私は思っています。ですから、これで選ばれなければ解散するということになります。それが1点目です。

それから、白井さんの件ですけれども、白井さんはびっくりしていると思うのですが、一切白井さんにはメールその他が行かないようにさせていただいております。実際問題として、「民都・大阪」フィランソロピー会議として何か動いたわけではありませんけれども、その方々への情報の伝達とか、そういうことは当然あったわけですが、メーリングリストを作っていたのですが、そのメーリングリストは一切使わずに、白井さんを外した形で他の方に情報提供をしたり、関わっていただいたりしているということでございます。ですから、一切利害関係はございません。

もう一つは、小さな団体をどうするかと。大きな団体、日産とか、東芝とか、いろいろあるわけですけれども、小さい・大きいということから言うと、私どもは300万円の小さな団体なのです。私ども300万円の団体が、この指定活用団体に申請しているわけですから、私どもの考え方からしたら、小さい団体が資金分配団体に手を挙げられないというロジックはつくり上げられません。逆に言うと、大きな団体だったって、この資金を変なふうにする団体もあるわけですね。大きい・小さいというのは、確かにいろいろそういう心配はあるかも知れませんが、ひょっとしたら本当に根拠はあるのですかということもあるのですよね。ですから、ガバナンスやコンプライアンスはこちら側と同じにしてくれというのは、基本方針に沿っているわけですから、それさえちゃんと合致していただければ、最初の規模がどうかということについては、私どもは論理的にそれに対して規制をかける立場にはないと思っております。

○小宮山会長 よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、五島委員、お願いします。

○五島委員 コンプライアンスに関するお考えをお聞きしましたけれども、例えば、先ほど助成金を30%は組織で自由に使えるようにしたいというお話と、それから使い道がきちんと適正にされているのかということころは重要なところだと思うのですが、そういったところの内部通報制度も整備するとかということですが、そういったいわゆるコンプライアンス・ガバナンス体制を実効性あるものにするための何か考え方、あるいは、

もしかしたら既に大阪NPOセンターでやっていらっしゃるような、実効性を高める仕組みのようなものがあればお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、広報もしっかり各地でやられるということですが、資金分配団体の成果とか、評価とか、そういったところまで含めて発表される予定があるか。あるいは、万が一、不正、不祥事件が起こった場合に、どういった危機管理広報を準備されていらっしゃるか。考えていらっしゃるか。そのあたりも教えてくださいませんか。

○出口理事長 最初の質問は、指定活用団体のコンプライアンスのことなのか、資金分配団体のコンプライアンスのことなのか。

○五島委員 まずは指定活用団体として。

○出口理事長 指定活用団体のコンプライアンスについては、今、ずっと説明させていただいたとおり、ガバナンスについては上場企業並みにしますし、コンプライアンスについては、それ以上のいろいろな法令で、独立行政法人が遵守すべき事項というものはいっぱいあるのですけれども、これについても、全部するというわけではないにしろ、視野に入れながらちゃんとしていきたいと思っています。

実を言うと、企業と非営利組織のコンプライアンスのガバナンスの違いというのは一体何かというと、企業の場合は、企業で儲けなかった場合に、これは役員に対して頑張らないとだめではないかということでガバナンスが働くことがあるのですが、非営利の場合は、その評価が難しいですから、その部分よりも不正が起きたかとかということでガバナンスが働く。つまり、コンプライアンスとガバナンスが非常に近似的になってしまうということがあろうかと思っています。

そういうことから、我々は先ほど申し上げたとおり、実は見えないところで民間の行う団体の株式を、我々のスタッフとか、そういう人が持っているようなことがないように、定期的に利益相反の提出をさせるようにしています。

その利益相反の提出については、今、申し上げたように、項目としてはちょっと多目にしておりますし、とにかく監事がすごく目を光らせていますし、もう一人の監事は弁護士で、日弁連の元会長の弁護士さんを抱えていますし、コンプライアンス委員会については、別の弁護士さんに入っています。コンプライアンス担当理事については、第1回の理事会で池内理事にやっていただくようにしておりますので、そこについては十分にやっているつもりでございます。

資金分配団体も言った方がいいですか。

○五島委員 もしお考えであれば。

○出口理事長 資金分配団体につきましては、先ほど申し上げたとおり、私どもだけでチェックできるということは限界があるので、制度的な担保をして、公益法人とか、認定NPO法人とか、そういう当局の絡みも入れながら、内部通報制度等によって感知していきたいと考えております。

それから、3つ目は何でしたか。

○五島委員 広報の考え方。

○出口理事長 広報の考え方も、例えば、シンボルマークについては、広報の考え方から入ってきているわけですので、これについても私どもは、この趣旨から言うと、エイブル・アートについて、これも、指定された後、募集して、実はやっていて、できるだけ、これは実は非常に大阪でやることの一番のデメリットはこの部分なのですよね。つまり、情報については東京がぎゅっと握っていますから、大阪で全国ニュースを出すのだということで、私どもは既に申請したということから始めて、記者発表をしています。記者発表をしていますと言うのですけれども、これは大変なのですよ。誰も知らないわけですよ。一般財団法人人民都大阪休眠預金等活用団体、これを市政記者クラブで実はものすごい折衝をして、万博で舞い上がっているところで、11月18日ですか。記者発表をさせていただきました。

それで決まれば、多分官報に出るわけでしょうし、内閣府の方でも発表があるかも知れませんが、私どもとしては、決まったときに同時に市政記者クラブでも発表して、これはとにかく全国ニュースなのだということを、とにかく一から記者の方を育てていくと。場合によっては、民間非営利の記者クラブを私どもを中心に作っていきたいと思っております。

広報については、非常にいろいろなことを考えているわけございまして、ご覧になっているかどうかわかりませんが、私どもはホームページを非常に充実させて作っております。できるだけ多くの方に、私どもの思いと、疑問がないようにFAQも全部入れて、公開しているところでございます。

○五島委員 あと、万が一の場合の危機管理の広報のあり方について。

○出口理事長 危機管理の広報のあり方は、何かあればすぐする予定にしておりますし、さっきの給与が高いという御指摘なのかどうかわかりませんが、あつてはいけないのですが、私の責任のとり方として、報酬のカットとかを含めて、すぐ広報をしたいというのと、それから、定款の中では、一般法の中では、実は評議員会の後、評議員会が理事会を招集するのにそれが要るのですけれども、実は定款でその期間を短くしています。一日前でするようにしています。

そういうことは、何かあったときに、理事会がどうなのかという話、相撲協会のときを覚えていただいているかと思うのですけれども、なかなか相撲協会の評議員会が開けなかったのですね。そのことについては、危機感の観点から、一般法に定められた形で私どもの定款でその期間を短くして、翌日には理事会や評議員会を開いて、場合によっては理事長の首を切るような議論が起り得るということかと思っております。

何かあれば。

○島田監事 監事から補足させていただきます。

内部統制なり、コンプライアンス、ガバナンスの体制についての実効性を高める仕組みなのですけれども、今日のレジユメの方にも書かせていただいているのですけれども、内

部統制についてというところで、内部統制の整備の考え方について書いております。内部通報制度なり、監事の監査なり、内部統制を補完するものですが、内部統制全体をきちんと整備するというのが一番実効性があるわけなのですよね。

それを見える形にするというので、もし必要であれば、上場会社が受けているような内部統制の監査報告制度、それに準じたような監査法人、財務諸表監査と別に内部統制の監査をしてもらって、監査報告を出してもらおうというようなことも検討すべきかと思っております。

あと、成果も含めて広報のあり方ですね。成果については、この内部統制のところの4で、情報開示についていろいろ書かせていただいているのですが、成果についてはこの方針に基づいて開示するとして、不祥事があった場合ですね。その場合は、監事の方から速やかに自身の団体なり資金分配団体なりでそういう不祥事がありましたら、外部の第三者委員会を設けて調査して報告してもらおう。それを公表して開示するということは、適宜行っていくつもりでございます。

第三者委員会による調査については、日弁連の出しておりますガイドラインなり、公認会計士協会も手続についてのガイドラインを出しておりますので、そういうものにきちんとこのとった形で公正に行われるように確保していきたいと思っております。

以上です。

○五島委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 それでは、曾根原専門委員。

○曾根原専門委員 御説明ありがとうございました。

質問内容は、この参考資料の137ページ、同じものを持っていらっしゃるのでしょうか。支出見込合計のところ、137ページ、138ページ、139ページにわたる部分なのですが、私が聞き漏らしていたら大変申しわけありません。助成金の金額が40億円で毎年固定化されているように見られまして、4年目以降というのは書いていないので、その後がわからないのですが、これは長期的に固定化するという方向なのでしょうか。それとも、4年目以降の状況はどのようにお考えでしょうか。

○出口理事長 基本方針に20億から40億ということでございますので、予算上、40億ということにさせていただいてまして、40億全て使うかどうかというのは、応募団体を見て、これは、しかも、まず、資金分配団体を選定して、その後、助成額を決定するような2段階の形になっておりますので、そういう形で金額については予算上は40億ということにさせていただいているところでございます。

当面は40億ということになっていたもので、それに平仄を合わせているということです。

○曾根原専門委員 長期的なスパンにおいても40億という。

○出口理事長 それはもちろん700億がありますので、これは毎年の基本計画を皆さん方が作っていただいて、その金額に応じたものを私どもで精いっぱいやらせていただくというつもりでおります。

○曾根原専門委員 ありがとうございます。

もう一点だけよろしいでしょうか。

その40億円の助成金額の資金分配団体に助成をするということになるかと思うのですが、目安として何団体ぐらいを想定されているというようなイメージなのでしょうか。

○出口理事長 それは目安はしないことにしております。団体数をこちらで決めるというよりも、いいプログラムを出してきたところについて、まず、資金分配団体として選定する。その上で、当金額について決定して、その金額について相手方が受けなければ受けないという格好に、そういうスタイルになっておりますので、そういう形をとっているところでございます。

○曾根原専門委員 また、逆の質問をしますと、例えば、資金分配団体が申請してきた場合の最低限の資金の規模感とか、こういったものについてお考えはあるのでしょうか。

○出口理事長 それも特にありません。つまり、それを考えるようなエビデンスを持った根拠というのはないので、とにかくこの制度は社会を信じない限りできない制度ですから、資金分配団体がどういう形でどういうものを出してくるかというのは、逆に言うと、我々としては制約をあまりしたくないと思っています。

ただ、やはり暴力団とか、そういったところに行かないということに関しては万全の体制を整えていくということを考えているところでございます。

○曾根原専門委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 それでは、北地委員、お願いします。

○北地委員 110ページの継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証でお伺いしたいと思います。

インパクト評価イニシアチブについてのお考えはよくわかりました。こちらで、評価に携わる方も一旦は総務に入っていただくということをお伺いしました。このポチが2つございまして、定量的な成果評価については、私は、こちらを拝見する限りは、まずはその外部の方を活用しようと拝見しております。定性評価は、主語がよくわかりませんが、これは恐らく団体の方でおやりになるのではないかと理解しております。

ここについてどれぐらいの人たちをどういうふうにして使うかということの考えを少しお伺いさせていただけますでしょうか。特に定量評価について、外部に行っている場合、先ほど御懸念がありました分配団体なり現場の団体で不正な使い方をされているという場合には取り戻すのだというお話がございましたが、これをきちんとどういうふうに把握していくか、進行中にどういうふうに把握していくかということでもあります。

○出口理事長 まず、評価というのは、達成に関することですから、取り返すということとは別の話だと思います。それは不正とか虚偽があった時の話ですから。それも、我々というよりも、これは制度としてそういうふうになっている。だから、そこはきっちりするということです。

この110ページをよく言っていたいたと思うのですけれども、これは、資金分配団体の

ところだったと思うのですけれども、資金分配団体として、定量的な評価、御自身でやるというのであればそこまで規制をかけることはないですし、各種のコンサルを使うというのだったら、それはそれでいいでしょうと。

だけれども、先ほどEvidence Based Medicineの話がありましたけれども、こういう話が定量でいくということについては、その数字については、非常に厳正に見ていかなくてはいけない。ですから、そこの部分は、数字を使ったところについては、これは外部というか、そういうコミュニティーがいずれできると思いますので、そういったところがチェックしていくことになろうかと思います。

この2つ目のポチですが、これが先ほど申し上げた、学术论文は何となくスタイルが長い歴史の中で決まってきたのですけれども、こういうようなもので書いていただいたものを集めて、全体の知の構造化ということに向けていきたいと思っておりますが、この点については、評価指針の策定等委員会にすぐかけるつもりであります。これはあくまで私どもの原案でございまして、評価策定等委員会も、メンバーについては、この資料の最後のところにつけておりますが、これについても、最終的な決定は理事会でございまして、あくまで事務局案という形で提示しているところでございます。

この1月から3月までのスケジュールについては若干危惧しているところがありまして、御承知のとおり、これは予算決定しなくてはいけないので、評議員会と理事会の間は2週間空けないといけない。14日間空けないといけないので、いろいろ逆算していくと、ここまで時期が押しているということと、今の内閣府のスケジュール感については、是非調整させていただきたい。1日でも1分でも早く決定させていただきたいと思っております。

○北地委員 助成を完結して評価をなさるということと、それから、あらかじめどういふところに助成するかわからないから、それは専門家とのネットワークの中でこなされていって、最終的にその委員会の中で評価なさっていくということですね。

○出口理事長 専門家というのは、評価の専門家です。分野の専門家ではないということ。

○北地委員 わかりました。

○小宮山会長 服部委員、どうぞ。

○服部委員 ちょっと現場的な話をお伺いしたいのですけれども、もしかしたら事務局次長かもしれませんが、こういったセクターにおいて負の外部性というものを非常に気にしています。どんなことがあっても出てくると思うのですね。申請の中でそうした懸念が出てきた場合に、どこまで想定して進めていくのかという体制ですよね。どうしてもそうなくなってしまいますので、コンプライアンスとか、そういう面ではなくて、事業を進めていく上で出てくる負の外部性をどう捉えて、財団として、あるいはセクターの方々と進めていくという現場感をお持ちでしょうか。

○出口理事長 先ほどのところの次のページですけれども、111ページにまさにそのことが書いてございまして、想定または把握された負の副作用というのは、負の外部性のことでございます。

負の外部性は、先ほども言いましたけれども、社会課題解決というのは、シングル・イシューなので、負の外部性が出たら、その薬の副作用みたいにバイタルなものが出てきたらもちろん具合が悪いのですけれども、大抵は出てくると思います。

まず、最初の5年間はそれを認識しましょうというところでスタートをしております。だから、負の外部性があったからといってどうこうというよりも、むしろ負の外部性があるのにそれを無視するとか、全然考慮しないと、独善的に、よくあるのですけれども、自分たちはいいことをやっているのだ、こんなにいいことをやっているのだから進んでいくと、実はそのことによって地域社会の経済に膨大な影響を与えたりとか、結果的に、何か頑張っただけでやっ、若い人が東京にどんどん行くような形になってしまうとか、そういういろいろな負の外部性はあると思うのですが、それについては、最初の5年間については、まず、これは別にペナルティーがあるわけではないので、とにかく知の構造化のために必要な情報だから集めたいということです。

もちろん、例えば、今、問題になっています、犬を全部集めて、その犬が抜け出して、狂犬病で抜け出したりとか、そういうようなバイタルな、非常に重大なようなことがあれば、これはまた別の話になってくると思います。ただ、情報は、実験と皆さんに言っているわけですから、実験なので、失敗は当然あって、それはちゃんとデイスクローズしていただきたいと考えているところです。

○服部委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 他にはいかがですか。

ちょっと感覚を伺いたいのですが、分配団体からのいろいろな提案を待って、それを適切に処理していきたいと。そのお考えはよくわかりました。どうなると想定しておられますか。ものすごくいい提案がどんどん出てきて、それこそ構造化、その他をして、やっていくようになると思われているか。あるいは、なくて困るという状況になるというのか。エビデンスはなくて結構ですので。

○出口理事長 出てこないのを事務局が一番心配しているのですよね。というのは、かつて小宮山会長がこの場で発言されたことだと思いますが、我々が出てきたわけですから、我々としては、最初、8カ所で説明会をします。次から次に出てくるということは想定しておりません。というのは、ここで考えている基準については、かなりハードルが高いのです。

何せ、ここまで大変ではないですけれども、かなりのことを書かないと、やはり申請できないと。だけれども、皆さんはどう思っていたか。大阪から出てくると思っていただろうか。大阪からは知りませんが、これだけ書いても、やはりこのセクターはよくしなくてはいけないのだという人は、今の日本にはかなりいらっしゃると思います。

ただ、出てこない地域もあるだろう。それから、出てきて、困って、お金が足りないよという事態もあり実は想定しておりません。ですから、この私どもが最初、8カ所に行って、これは全部、行ったときの説明はビデオを撮りますから、ビデオを撮って、ウェブ

ナーの形で何度もこれはいろいろな人にやりますけれども、我々のこの思いを受け取って
くれて、こういう作業もやっていいよという人は必ずや、1年ではだめかもわかりません
けれども、数年では出てくるだろうなど。なぜなら、我々が出てきたからです。

よろしいでしょうか。

○小宮山会長 他のお二方もいかがですか。

○島田監事 監事から、客観的な意見ですけれども、やはりどれだけ案件が出てくるか
というのは、どれだけ広報をしてこういう制度があるんだよというのを周知するかというこ
とにかなりかかってくると思うのですね。

私は、福祉の方で、老人関係の施設とか、あとは児童養護施設のような子供関係の施設
もかなり関わっているのですけれども、現場で支出対象が決められた措置費とか、そうい
うお金以外のお金が必要というのは、かなりいろいろなことをやるわけなのです。そう
いう対象から漏れたといいますか、そのような案件はかなりあると思いますので、また、
福祉の現場であったり、いろいろ困っておられる方、それから、地方の振興について、地
方の問題も相当あると思います。ですから、どれだけ周知するか。

それから、今、おっしゃったようなこの申請の手続をどれだけやりやすくするか。ウェ
ブで受け付けるにしても、どれだけわかりやすい様式で、どれだけ申請の労力を減らして
受け付けるかということをお我々もいろいろなことで標準化したフォーマットなり仕組みな
りを考えて、あらかじめ考えないといけないと思うのですね。

そういう努力があって、案件が答えで出てくると思っています。

○小宮山会長 堀野さん。

○堀野事務局次長 ありがとうございます。

現場の感覚から申し上げますと、かなり厳しいかなという状況を認知しております。

私も、この間、いろいろな団体さんにヒアリングを私なりにしてございまして、2つほど
課題を聞いております。まず1つは、そもそもこの制度自体の認知度が余りにも低いとい
うことが一番問題でして、ほとんどのNPOや市民活動団体は、この動き自体を把握していな
い状況です。ですから、いろいろなところへ行かせていただくと、私が一番この制度をあ
る程度把握して皆さんに説明申し上げているという現状があることが一つ。

資金分配団体になりそうな中間支援組織にもいろいろヒアリングをしておりますけれど
も、そこで一番皆さんが懸念しているのは、伴走支援ができないというお声が一番多いで
す。お金は回ってくるので、何とかお金の分配というのは自分たちもこれまでのノウハウ
が出てきますけれども、それに伴う伴走支援ができる人材がそもそも地域にほとんどいな
いという状況です。

これが多分一番、今、地域が疲弊している部分で、残念ながら今の日本の社会というの
は、かなりプレーヤーに注目しがちですけれども、実はそれを支えるサポーターの存在と
いうのはプレーヤー以上に層が厚くないと、その人たちが輝かないのです。ところが、
特にマスコミなどは、非常にプレーヤーに注目して、マスコミは取り上げがちですので、

本当の支えている支え手に対して、ほとんど光が当たっていないというところがあるので、私どものアワードが22年間やってきているのは、そういうところにしっかりと光を当てるといところで地道な活動をやってきております。ただ、残念ながらそういった人たちが、今、ばたばたと倒れていっている現状を目の当たりにしておりますので、非常に危険な状況だと思っておりますので、何とかこういったサポーターの層を厚くしていくということを考えておりますので、私どもができることとしては、40人ほど専門家のプロボノ集団を抱えておりますので、そういった人たちを全国に派遣する。

あるいは、養成みたいなこともずっとこの間やってきておりますので、そういったノウハウを公開させていただくことによって、やはりサポートする側の層を厚くしていくというような形で支えていく必要があるのではないかとことがあります。

何よりも大事なのは、こういったムーブメントが国民全体の動きになるのだという認識を持っていただくような変化を伴っていかないと、単にお金があるからこれを活用するという安直な発想ではなくて、この国民の大事なお金をより日本社会の発展のために使うという、そんな意識変化、芽生えみたいな、あるいは、もっとそれに対してさらに寄附をしたりとか、投資をしたりというような、新たなムーブメントを起こしていくようなきっかけになるような壮大な実験だと私は考えております。

○小宮山会長 今、おっしゃったことは大変重要だと思うのですが、そういうときに、先ほどからの広報ということに関する意見の中では、今おっしゃったようなことは出ていなくて、官報に載るとか、そういう話でしたね。

今、おっしゃったようなことを実現できるような、何か具体的なアイデアはお持ちなのですか。

○出口理事長 ですから、最初の募集のときは全国8カ所に、これは予算化していますけれども、直接説明会を開いて、そのときに地元の記者にも声をかけてやろうと思っております。そのときに出席できなかった方については、ビデオを撮って、この説明をどういう形でやれば申請できるのだということをやろうと思っております。

もう一つ、弁護士の、今、たしか46.7%が東京なのですよ。これをやるに当たって、いかにそのいわゆる土業のところ、東京一極集中、公認会計士も大体同じような状況で、地方では本当にいないのですね。そのあれを打破するためにも、これは地方からこういうものが打破できるのだという。

○小宮山会長 そこはよくわかりました。

○出口理事長 わかりました。

○堀野事務局次長 私の個人的な考えでありますけれども、2025年、万博が決まりましたので、私は一つそこが大きなターニングポイントにもなるかなと思っております。こういう動きが、日本から世界へ発信するいい機会が与えられたのではないかなと思っておりますので、そういった機会を当然活用することも大事ですし、私どもはいろいろな全国の中間支援組織等のネットワークを持っていますので、そういったところと一体となって、日

本全国で盛り上げていくようなムーブメントは起こしていきたいなと考えています。

○小宮山会長 ありがとうございます。

そろそろ時間も近づいてきているので、これで最後にしましょうか。

栗林専門委員。

○栗林専門委員 ありがとうございます。

私は毎回参加しているのですけれども、話を聞いて、地域のおばちゃんですので、理解する、ついていくのにやっとなのですけれども、今、堀野さんの最後の意見が、私は一番響きました。小さいNPOで活動していると、やはりお金の管理とか、いろいろなことが自分たちでできない中で、そういうお金の専門家の方がしっかりいらっしゃるというのも、肌で何となく感じました。その人の気持ちを動かすようなところで、このお金がうまく全ての人の心に行きわたってほしいなというものを、ちょっと今、感じたので、発言させていただきました。

ありがとうございます。

○小宮山会長 よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、御説明者の方は退室をお願いいたします。

(指定申請団体退室)

○小宮山会長 それでは、以上をもちまして、申請団体に対する面接を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○松下参事官 事務局より、休憩及び意見シートの記入について御説明いたします。

まず、専門委員の先生方につきましては、この会議室の同じフロアの12階、1208号室にて軽食を御用意しております。この後、13時15分からこの会議室にお入りいただけますが、その間は御入室を御遠慮いただきます。

貴重品等はお持ちの上、職員が御案内いたしますので、御退室ください。

(専門委員退室)

委員の先生方におかれましては、意見シートの御記入をお願いします。評語欄は「A」「B」「C」のいずれかを全部で11カ所に記載をお願いします。必ず意見内容を記載した上で、評語の記入をお願いいたします。

意見シートの記載が終わりましたら、事務局職員にお申しつけください。意見シートの提出は45分後、12時45分ぐらいを目途ということでお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。